

一宮市立小学校空調設備整備事業

客観的な評価結果

平成 30 年 1 月 31 日

一宮市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)第8条の規定に基づき、一宮市立小学校空調設備整備事業における優先交渉権者を決定したので、PFI法第11条第1項の規定により、一宮市立小学校空調設備整備事業者審査委員会の審査講評等の客観的な評価結果を公表する。

平成30年1月31日

一宮市長 中野 正康

目 次

1	事業の概要	1
(1)	事業の名称	1
(2)	事業目的	1
(3)	対象となる事業の概要	1
(4)	事業方式	1
(5)	事業範囲	1
(6)	事業期間	2
2	事業者の選定経過	3
(1)	公募参加者の構成	3
(2)	一宮市立小学校空調設備整備事業者審査委員会の委員	3
(3)	公募・事業者選定の経緯	3
(4)	審査の経過及び審査結果	4
3	選定事業者の事業計画に基づく財政負担額の比較	5
(1)	比較の条件	5
(2)	比較の結果	5

1 事業の概要

(1) 事業の名称

一宮市立小学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）とする。

(2) 事業目的

本事業は、小学校における学校教育環境向上の一環として、学校施設の普通教室等への空調設備整備事業を実施するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし、一斉導入による早期の整備実現や財政負担等の縮減・平準化を図ることを目的とする。

(3) 対象となる事業の概要

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備等を、市内の小学校全 42 校（以下「対象校」という。）の教室等（普通教室、特別支援教室等、通級教室及び音楽室）（以下「対象室」という。）約 901 室に設置するために、本事業を実施する事業者が一貫して空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、空調設備等の所有権移転業務により一宮市（以下「市」という。）に所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うものである。

なお、対象室の一部では、既存の空調設備の一部を撤去し、新たに設置する。

(4) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき実施し、事業方式は、BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

(5) 事業範囲

本事業の選定事業者は、以下の業務を行う。

ア 空調設備等の設計業務

- (ア) 空調設備等の設計のための事前調査業務
- (イ) 空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の一般図の作成、設計図書の作成等）
- (ウ) その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査、交付金の申請支援（事業費の算定等）等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

イ 空調設備等の施工業務

- (ア) 空調設備等の施工業務（施工業務には、当該空調設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、市が指定する既存空調設備の撤去・移設・処分、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含む。）
- (イ) その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査、交付金の申請支援（工

事写真の提出等)等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。)

ウ 空調設備等の工事監理業務

- (ア) 空調設備等の施工に係る工事監理業務
- (イ) その他、付随する業務(調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。)

エ 空調設備等の所有権移転業務

- (ア) 施工完了後の市への空調設備等の所有権の移転業務

オ 空調設備等の維持管理業務

- (ア) 事業期間にわたる空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務(点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等)
- (イ) 緊急時対応業務(問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等)
- (ウ) 空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
- (エ) 空調設備等の運用に係るアドバイス業務(機器の使用方法に係る説明書の作成等)
- (オ) その他、付随する業務(業務マニュアルの作成、調整、維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。)

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めない。空調設備等の運転に必要なエネルギー費用については、市が負担する。

カ 空調設備等の所有権移転後移設等業務

- (ア) 市に対する空調設備等の所有権移転後に、対象校の統廃合・学級増、改修工事、設備工事等により空調設備等の移設、増設、廃棄等(以下「移設等」という。)が必要となった場合の空調設備等の移設等業務

なお、上記の空調設備等の所有権移転後移設等業務にかかる費用については、別途締結する契約に基づき市の別途負担とする。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から、平成 43 年 3 月 31 日までの約 13 年間とする。

2 事業者の選定経過

本事業者の選定にあたっては、競争性の確保と民間事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、価格及び品質の評価の合計が最も優れた者を優先交渉権者とする公募型プロポーザル方式を採用した。

この公募型プロポーザル方式による募集要項等の公表を平成 29 年 7 月 11 日に行い、平成 29 年 9 月 4 日に、1 つの事業者グループに対して資格審査結果の通知を行った後、平成 29 年 10 月 20 日の事業提案書等の提出期限までに、1 つの事業者グループから事業提案書等の提出を受けた。提案内容を審査するために設置した一宮市立小学校空調設備整備事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）においては、事業者選定基準に基づく審査を行い、東邦ガスエンジニアリング株式会社を代表企業とするグループを優秀提案者として選定した。

市は、審査委員会の選定結果に基づき、平成 29 年 12 月 19 日に優秀提案者を優先交渉権者として決定した。

(1) 公募参加者の構成

代表企業兼構成企業	構成企業
東邦ガスエンジニアリング株式会社	株式会社垣見設計事務所

(2) 一宮市立小学校空調設備整備事業者審査委員会の委員

委員長 奥野 信宏（公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター長）

委員 奥宮 正哉（名古屋大学大学院環境学研究科教授）

委員 三井 哲（名古屋学院大学商学部教授）

委員 春日井 毅（一宮市小中学校長会小学校部会長・一宮市立宮西小学校長）

委員 福井 斉（一宮市副市長）

(3) 公募・事業者選定の経緯

日 程	内 容
平成 29 年 4 月 25 日	実施方針等の公表
5 月 8 日	第 1 回審査委員会の開催
5 月 13 日及び 14 日	実施方針等に関する説明会及び第 1 回現地見学会の実施
6 月 9 日	実施方針等に関する意見・質問及び回答の公表
6 月 19 日	第 2 回審査委員会の開催
7 月 11 日	特定事業の選定及び募集要項等の公表
7 月 19 日	募集要項等の説明会の開催
7 月 20 日～8 月 31 日	第 2 回現地見学会の実施
8 月 15 日	第 1 回募集要項等に関する質問及び回答の公表

8月21日～8月25日	参加表明書等の受付
9月4日	資格審査結果の通知
9月29日	第2回募集要項等に関する質問及び回答の公表
10月16日～10月20日	事業提案書等及び提案価格書の受付
11月27日	第3回審査委員会の開催
12月18日	第4回審査委員会の開催 優秀提案者の選定
12月19日	優先交渉権者の決定
平成30年 1月15日	基本協定の締結
1月31日	審査講評等の公表 仮契約の締結
3月下旬	事業契約の締結（契約効力の発効）

(4) 審査の経過及び審査結果

「一宮市立小学校空調設備整備事業 審査講評」を参照。

3 選定事業者の事業計画に基づく財政負担額の比較

本事業において、市が自ら実施する場合の財政負担額と事業者の提案に基づき PFI 方式により実施する場合の財政負担額の比較を行った。なお、比較にあたり、資金調達の内訳等の諸条件については、特定事業の選定と同様とした。

(1) 比較の条件

項目	市が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	設備整備費 (設計費、施工費、工事監理費) 維持管理費 市債支払利息	設計・施工等のサービス対価 維持管理のサービス対価 市債支払利息 アドバイザー費用
共通の条件	事業期間 : 平成 30 年 3 月から平成 43 年 3 月末まで(約 13 年間) (うち維持管理期間: 12.5 年) 事業規模 : 42 校 901 室における整備・維持管理 インフレ率: 0% 割引率 : 2.6%	
施設整備及び維持管理に関する費用	類似事業における経費実績等に基づき設定。	事業者により提案された費用。
資金調達の内訳	一般財源 市債 国庫交付金	一般財源 市債 国庫交付金

(2) 比較の結果

上記の条件により比較を行った結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、事業者の提案に基づく PFI 方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が 7.8%削減された。